

「米国及び EU における内分泌かく乱作用の規制動向」-9 月分

2018/9 JFE テクノリサーチ

1. 9月の情報

1-1. 米国における内分泌かく乱物質の規制動向

1-1-1. カリフォルニア州は業界の抗議にもかかわらず難燃剤法案を通過させた—法案はマットレスに拡張され、既存および将来の物質を「安全性に関係なく」制限する

カリフォルニア州議会は、業界団体の反対の中で、子供用製品、マットレス、布張り家具での大部分の難燃剤の使用を禁止する法案を可決した。下院は、措置 (AB2998)の上院改正案に同意して、8月29日に52-12で議決した。投票の結果、法になるために署名される予定の知事に法案が送られることになる。

この法案の支持者によると、難燃剤は、癌、発生および生殖毒性、内分泌かく乱作用との関連性があるにもかかわらず、製品に「不必要に使用されている」。しかし、州議会の最終段階でさえ、米国化学工業協会(ACC)、子供向け製品グループ(JPMA)と玩具協会、小売業者協会(Rila)、カリフォルニアの業界団体を含む業界連合が、下院議員に法案に反対するように書面を提出していた業界連合は、難燃剤は火災リスクと戦うための効果的なツールであると主張し、この法案の広範な定義は、今日の難燃剤の大部分を制限するだけでなく、将来的に開発される可能性のあるものも、安全性のプロファイルに関係なく制限してしまうと論じている。業界連合は、製品や化学物質の毒性を判断することは、「政治的便宜で決めるのではなく、健全な科学に根ざすべきだ」と書いていた。「これはまさに議会が、消費者製品の化学物質を特定し、優先順位を付け、必要に応じて評価し、規制が必要かどうかを判断する、[州の]安全な消費者製品プログラムを作成した理由である。」ACCのNorth American Flame Retardant Alliance (Nafra)は化学物質管理の専門誌 Chemical Watch社に対し、法案は「時代遅れの、あるいは不正確な主張に基づいている。おそらく火災リスクを増大させ、既に州によって取り組まれている現状の消費者製品安全規制を無視することになる。」と語った。この広範な連合は、AB 2998と、最近通過したサンフランシスコの難燃剤条例との間の矛盾が、「不必要にコンプライアンスコストを増加させる法律のパッチワーク」を生み出すことも指摘した。市の条例には、家具や子供用製品の電子部品が含まれている。これは、業界の一部が州の法案が優先されることを望んでいたという論争の的となっている要件である。

国際睡眠製品協会(ISPA)は、他の州の難燃剤禁止とは異なり、マットレスにまで拡大しているこの法案に「積極的に反対」していた。しかし、上院議員の法案準備中に、ISPAは、マットレスに使用されているすべての難燃剤の禁止から、事実上マットレスの発泡剤に使用されている化学物質だけを禁止するよう、この法案の起草者を説得していた。引き換えに、ISPAは、連邦の燃焼性基準を満たすために、マットレスの難燃剤に使用される化学物質の種類について3年ごとにマットレス製造業者に調査させることに合意した。これらの修正により、協会は支持を表明しないまでも、反対には回らなかった。

業界の懸念にもかかわらず、法案の支持者は、AB 2998の通過を「画期的な公衆衛生上の勝利」と称している。この法案の共同スポンサーの1つである環境健康センター(CEH)のカリフォルニア州政策管理者であるAlvaro Casanovaは、カリフォルニア州の法律は「国家が従うモデルとなる」と述べた。

「難燃性化学薬品は、火災安全性の利便性はほとんどもたらさないが、これらの毒素を含む煙にさらされると、消防隊員が職業に関連する癌から直面する実質的なリスクが増大する」としてカリフォルニアのプロフェッショナル消防士会(CPF)のブライアン・ライス議長もその法案を支持した。

NGO天然資源防衛会議の上級弁護士であるAvinash Kar氏は、この法案は「多くの家庭用製品の中の有害な難燃剤への不必要な暴露を終わらせる」と述べ、「これらの化学物質はこれら製品をより安全にするものではない—そして、それらを取り除く時が来た」と付け加えた。

ASSEMBLY BILL No. 2998 (AB2998):

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201720180AB2998

反対連合の手紙: <http://blob.capitoltrack.com/17blobs/0f945e12-066a-4521-aa71-91662af55f3a>

支持者連合のステートメント: <https://www.ceh.org/news-events/press-releases/content/historic-toxic-chemical-ban-passes-california-legislature/>

1-2. 米国における内分泌かく乱物質の安全性動向

1-2-1. BPA がインスリン抵抗性を誘発する可能性があるとのヒト研究－米国の安全な用量での試験レベル

米国で行われた小規模なヒト研究は、ビスフェノール A (BPA) がグルコースに対する身体のインスリン反応に影響を与え、II 型糖尿病への可能性のある経路に導くことを示唆する動物実験の結果を強化するように思われる。疫学研究は BPA 暴露とインスリン抵抗性/ II 型糖尿病との相関を示唆しているが、その影響をヒトにおいて対照実験を行った方法で確認する研究はなされていない。

ミズーリ州コロンビア大学の Frederick vom Saal 率いる、この「探索的」研究 (臨床研究論文) では、米国 EPA によって定義された基準または「安全な」レベルで健康な男性と女性を単一の BPA 用量に暴露した (1 日あたり、体重 1kg あたり 50 マイクログラムの BPA)。被験者は、バックグラウンド BPA レベルを低下させるため、試験前 48 時間、缶詰の食べ物と飲み物を避け、レジのレシートの扱いを最小限に抑えた。2 回の別々の試験日に、彼らはエタノールとトニックウォーターを含む飲み物を与えられたが、そのうち 1 つには BPA が加えられていた。

研究チームは、参加者に耐糖能試験飲料を与えた後、インスリンとタンパク質の分析のための血液サンプルを監視した。彼らはまた、グルコースが赤血球に付着したときに生成される、糖化ヘモグロビンまたは HbA1c のレベルを測定した。医師は、高血糖値のレベルと II 型糖尿病発症のリスクの指標として高レベルを使用した。研究者らは、糖化ヘモグロビンレベルと、インスリン応答を示す、いわゆるインシュリン生成指数の変化との間に、対照と比較して BPA について正の相関があることを見出した。彼らは、選択された用量での BPA 暴露は、ヒトにおけるグルコース刺激インスリン応答を変化させる可能性があることを示唆する、としている。彼らは、この結果が BPA の影響が代謝疾患に関連していることを示していないことは明らかであるが、代わりに、この研究は、ビスフェノールを含む他のエストロゲン様化学物質への暴露が、本来のインスリン抵抗性機構を誘発することによってインスリン抵抗性に寄与し得るかどうかを調査する「初期段階」である、とした。

「規制上の見地から、BPA に対するヒトの生理的反応を同定することを、BPA の「安全」と推定される一日当たりの用量で行うことが、規制プロセスにおける主要な前提が正しくないことを示している」と研究チームは内分泌学会のジャーナルに記している。

2015 年に発表された BPA リスクアセスメントでは、食品接触材料、酵素、香料および加工助剤に関する欧州食品安全機関 (Efsa) のパネルは、BPA の許容可能な 1 日摂取量 (TDI) を 4 マイクログラム/kg 体重 / 日と低く抑えている。Efsa は、BPA とその TDI の再評価のための情報を収集している。

内分泌学会ジャーナルの本論文の要旨 (そこから原論文にアクセス可能):

<https://academic.oup.com/jes/advance-article/doi/10.1210/js.2018-00151/5094959>

(DOI: 10.1210/js.2018-00151)

1-3. EU における内分泌かく乱作用の規制動向

1-3-1. Echa は REACH Annex XIV の 18 物質を提案－第九勧告草案には、安定剤、溶剤として使われる化学品を含む

Echa は REACH Annex XIV に 18 の認可候補物質を追加するという 9 番目の勧告についてパブリックコンサルテーションを開始した (9 月 5 日)。この勧告ドラフトに関するパブリックコンサルテーションは、通常 1 年に 1 回実行される。候補リスト物質の選択は、主に、認可の範囲内の物質の使用および量に関する登録簿の情報に基づいている。当局は、登録者が登録簿を最新の状態に保つことを奨励する。

認可対象物質として決定されると Sunset Date(日没日、期限日)が設定され、Sunset Date 以降は、認可を受けないと上市できなくなる。

Echa が勧告している、生殖毒性のある化学物質、その使用例は次のとおり。(13 物質)

- ビスフェノール A: 人の健康と環境にかかる**内分泌かく乱物質**でもある。エポキシ樹脂硬化剤に使用される。
- 2-エチルヘキシル 10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカノエート(DOTE) (注;ジオクチル錫化合物)、エポキシ樹脂硬化剤
- 2-エチルヘキシル 10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカノエートと2-エチルヘキシル 10-エチル-4 - [[2 - [(2-エチルヘキシル) (2-エチルヘキシル)オキシ] -2-オキソエチル]チオ] -4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカノエート(DOTE と MOTE の反応塊): ポリマー中の安定剤;(注; MOTE はモノオクチル錫化合物、(反応塊(reaction mass));2種類以上の化合物の反応したものの塊で、構造が決定できないもの)
- ジオキソビス(ステアラート)トリレド:PVC 中の安定剤。
- 脂肪酸、C16-18、鉛塩:PVC 中の安定剤。
- 二塩基性リン酸鉛、PVC 中の安定剤、ゴム生産、鏡の裏面。
- 亜硫酸、鉛塩、二塩基性、二塩基性リン酸鉛、PVC 中の安定剤、鏡の裏面。
- [フタレート(2 -)]ジオキソトリレド、PVC 中の安定剤。
- トリレドビス(カーボネート)ジハイドロオキシド: 美術家の絵の具。
- 硫酸酸化鉛(PbSO₄・PbO)、鏡の裏面。
- 四エチル鉛、航空燃料中の添加物。
- 2-メトキシエタノール: 溶剤。
- 2-エトキシエタノール: 溶剤。

以下の 2 物質は呼吸感作性を有し、両方ともエポキシ樹脂硬化剤に使用される。(2 物質)

- シクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物[1]、シスシクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物[2]、トランスシクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物[3](HHPA)
- ヘキサヒドロメチル無水フタル酸[1]、ヘキサヒドロ-4-メチルフタル酸無水物[2]、ヘキサヒドロ-1-メチルフタル酸無水物[3]、ヘキサヒドロ-3-メチルフタル酸無水物[4](MHHPA)

Echa はまた、接着剤やポリマーの難燃剤として使用されている非常に持続的で非常に生体蓄積性の高い(vPvB)化学薬品デクロランプラス(dechlorane plus)を附属書 XIV に追加するよう勧告する。

また、1,3,4-チアジアゾリジン-2,5-ジチオン、ホルムアルデヒドおよび枝分れおよび直鎖状の 4-ヘプチルフェノール(RP-HP)の、枝分れおよび直鎖状の 4-ヘプチルフェノール(4Hbl)の 0.1 重量%以上を含む、反応生成物の優先順位付けを検討している。それは環境に対する**内分泌かく乱物質**であり、潤滑剤およびグリースに使用される。

また、ミヒラーケトン(EC 番号 202-027-5)またはミヒラー塩基(EC No. 202 -959-2)を 0.1%以上含む 4,4'-ビス(ジメチルアミノ)-4''-(メチルアミノ)トリチルアルコールは、インクの印刷に使用され、発癌性がある。(以上の 3 物質を含めて、合計 18 物質となる。)

当局は、サプライチェーンの構造および複雑さに関する情報だけでなく、物質の使用および認可要件からの免除の可能性に関するコメントおよび詳細情報を求めている。Echa のパブリックコンサルテーションと並行して、欧州委員会はこれらの 18 物質を許可リストに含めることによる社会経済的影響についての情報を求めている。コメントの締め切りは 12 月 5 日である。Echa の加盟国委員会は、これを検討し、勧告案に関する意見を準備する。その後、Echa は、委員会および公開協議の意見に基づいて、委員会に最終的な勧告を行う。EU 執行部は、認可リストに含まれる物質と、各物質に適用されるそれぞれの条件を決定する。

Echa のプレスリリース: https://echa.europa.eu/-/public-consultation-on-18-substances-proposed-for-authorisation-under-reach?_cldee=a2ltLm1hcnNoYWxsQGNoZW1pY2Fsd2F0Y2guY29t&recipientid=lead-b6a6f4e0c0e0e71180fa005056952b31-04e68a84128242019bf0a715bfe705b4&esid=9daa9465-e1b0-e811

18 物質のリスト:

https://echa.europa.eu/documents/10162/23821863/news_annex_ninth_authorisation_list_recommendation_pc_en/8d8a6ad4-86b2-2840-321e-8a963eb0e685

1-3-2. Efsa はビスフェノール A の有害性評価を開始する

欧州食品安全機関(Efsa)の作業部会は、2012年12月以降に発表された毒性学データを調べることにより、食品接触材料であるビスフェノール A(BPA)の有害性の再評価を開始する予定である。Efsa の食品接触材料、酵素および加工助剤に関するパネル(CEP)は、食品中の BPA の潜在的な有害性を再評価し、2015年のフルリスクアセスメントで設定された一時的な安全レベル(体重 1kg 当たり 4 マイクログラムの許容される 1 日摂取量)を再検討する。

2012年12月31日以降に公開された研究またはデータは、提出され、レビューに含めることができる。提出期限は10月15日である。新しい評価は2020年までに準備が整うはずである。3月に発表された米国のFDAの研究では、BPAの副作用が最小限であることを示唆して論争が起こった。その「中核」をなすげっ歯類研究は、BPA毒性に関するアカデミックおよび規制上の洞察を結ぶコンソーシアムの研究プログラムの一部であった。

Efsa のプレスリリース: <http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/180904>

1-3-3. ドイツは BPA の分類と表示を Echa に提案

ドイツは、CLPの下でビスフェノール A の分類と表示(CLH)を調和させるために、Echa に提案を提出している。CLH 目的の登録機関に登録したドイツは、提出にあたり、以下の内容の分類を提案している:

- 深刻な眼の損傷、区分 1
- 皮膚感作性、区分 1 - アレルギー反応を引き起こすことがある
- 生殖毒性、区分 1B - ヒトに対して生殖毒性があるとみなせる
- 特定標的臓器毒性(一回暴露)、区分 3 - 呼吸器刺激を引き起こす可能性がある
- 水生環境に有害である: 水生生物に急性毒性があるカテゴリー 1 および M 因子 = 1 - 水生生物に非常に有毒 そして、水生慢性、区分 1 および M-因子 = 10 - 長期的影響を伴って水生生物に非常に有毒

ドイツは、2017年の夏に Echa に、内分泌かく乱特性が環境に重大な影響を及ぼす可能性があるため、SVHCとしてBPAを特定することを意図していると通知した。昨年12月、同機関の加盟国委員会(MSC)は満場一致でドイツの提案を支持した。この動きは、不当な決定を下したとしたプラスチック業界の抗議に直面して起こった。ほとんどの加盟国がこの提案を支持していたが、同業界はコンサルテーションによって、この決定と激しく論争した。

BPA はすでに 2 つの点で SVHC の REACH 候補リストに登録されている: 生殖毒性およびヒトの健康に重大な影響を及ぼす可能性のある内分泌かく乱作用。この化学物質は、REACH 第 57 条(発がん性物質、変異原性および生殖毒性物質と同等の懸念レベル)に基づいて内分泌かく乱物質とみなされている。EU の法律に基づいている CLP または GHS の下で、内分泌かく乱のための特定の分類はない。

ドイツの CLH 通知: https://echa.europa.eu/registry-of-clh-intentions-until-outcome?_cldee=c3VzYW4uaGFzdGIIQGNoZW1pY2Fsd2F0Y2guY29t&recipientid=lead-

1-4. EUにおける内分泌かく乱物質の安全性動向

今月は特になし。

1-5. 国際機関における内分泌かく乱作用の規制動向

1-5-1. 世界条約における SCCPs 廃棄物制限のための EU 提案は「無謀」

NGO のグループは、欧州委員会に対し、バーゼル条約とストックホルム条約の下で、短鎖塩素化パラフィン(SCCPs)の有害廃棄物を十分に低い制限とするよう提案している。Jean-Claude Juncker 委員長に宛てた書簡では、国際環境法センター(Ciel)、国際 POPs 廃絶ネットワーク(Ipen)、欧州環境局(EEB)を含む 14 の NGO が、EU に大会のプロセスにおいてリーダーシップを発揮し、SCCPs の場合、100ppm (100 万分の 1)の制限を支持するよう要請した。現在の EU の提案は、ストックホルム条約に基づく低残留性有機汚染物質(POPs)の含有量レベルで 10,000ppm である。この制限は、循環経済、健康、環境、および国内市場に影響を与えるだろう、と NGO は述べている。SCCP は、主に金属加工に使用される工業化学物質の一種であるが、子供用製品を含むプラスチックの難燃剤および軟化剤としても使用されている。彼らは SCCPs は腎臓、肝臓、甲状腺に悪影響を及ぼし、内分泌機能をかく乱し、ヒトの発癌物質であると予想されている、と付け加えた。これらの物質およびその他の POPs については、バーゼル条約の自由討論会のワーキンググループ(9 月 3-6 日)の会議でこの制限が議論されている。各国政府は、2019 年 4 月 / 5 月に条約の締約国会議でこれらを締結する予定である。世界的な段階では、EU はストックホルム条約にリストされている SCCPs の重要な指名者である。彼らの手紙で、NGO は、EU が 10,000ppm を提案していることには、以下のような「混乱の影響」があると言っている。

- 高レベルの SCCPs を含む廃棄物は「クリーン」とみなされているであろうため、環境衛生上の脅威を伴う POPs のかなりの量の新たな放出となる。
- 10,000ppm 以下の SCCPs を含有するプラスチックが許容され、使用され、再使用され、リサイクルされるならば、さらに SCCPs が製品に分散されるので循環経済を「毒する」。
- 非常に有害な SCCPs レベルの廃棄物を計量または管理できない途上国および移行国において、廃棄物を投棄するためのドアを開ける。
- すべての POPs 含有物を破壊する「優れた」廃棄物処理技術の実施を妨げる。
- スtockホルム条約において、「無謀に高い」「下限の POPs 含有量レベル」を標準化することで、条約の目的を損なってしまう。

2015 年に欧州委員会は、物品中の SCCPs について 0.15 重量%(1,500ppm)の限度を設定した。NGO は、許容できない濃度限界をグローバル化しようとするのではなく、EU が「弱い」SCCPs 規制を強化するために、大会プロセスの経験を活用すべきだと述べた。廃棄物中の下限の POPs 含有量が高いという現在の EU の提案は、条約の目的に対するコミットメントについて疑問を投げかけている、と彼らは言った。彼らによると、下限の POPs 含有量レベルは、PCBs や他の同様の POPs の限界値よりも 200 倍弱い(高い)という、条約の歴史において「最も弱い」提案である。

彼らの手紙で、彼らはまた、EU に対して、他の物質に対するより低い POPs 含有量の制限をサポートするよう求めている。これらは：

- 塩素化ダイオキシン類(ポリ塩素化ジベンゾ-p-ダオイキシン/フラン(PCDD / Fs) + ダイオキシン様 PCB 類(dl(dioxin-like)-PCBs)) - 1ppb
- ヘキサブromシクロデカン(HBCD) - 100ppm(100mg / kg)
- ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE) (10ppm 下限のデカ臭素化ジフェニルエーテル(DBDE)を含む)の合計 - 50ppm(50mg / kg)

加盟国と NGO は消費者製品中の SCCPs 含量を精査している。4 月、スウェーデン化学品局(Kemi)は、子供が口に入れることができる小さな電子機器や軟質プラスチックの品目の中にこれらの物質を見つけた後、いくつかの企業を環境検察官に報告した。12 月、ノルウェーのスポーツおよびレジャー製品に関する試験では、サンプリングされたものの 40%が SCCP を含む環境汚染物質を含有し、5 分の 1 では許容限界値を上回っていた。

また、昨年 11 月に発表された Ipen の報告書によると、それらは世界中の 10 カ国のプラスチック製のおもちゃや食料調製用材料に幅広く存在している。これによると、測定可能な濃度の玩具の 96%は 10ppm 以上のレベルを含んでいた。SCCPs が 10ppm を超える EU 市場の他の消費者製品には、壁紙 (56.6ppm)と子供用のジムボール(9,715ppm)が含まれていた。

NGO の手紙: <https://ipen.org/news/ngo-response-eu-proposal-short-chain-chlorinated-paraffins-waste-limits-under-basel-and>

ストックホルム条約: <http://chm.pops.int/TheConvention/Overview/tabid/3351/Default.aspx>

バーゼル条約: <http://www.basel.int/TheConvention/Overview/tabid/1271/Default.aspx>

Ipen のレポート: http://ipen.org/sites/default/files/documents/ipen-sccps-report-v2_1-en.pdf

委員会規則: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/txt/pdf/?uri=celex:32015r2030&qid=1492294902869&from=en>

頻出略語一覧

1-5-2. 米国

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ACC	American Chemistry Council	米国化学工業協会	業界団体
ACS	American Chemical Society	米国化学会	業界団体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター	政府機関
CPSC	Consumer Product Safety Commission	消費者製品安全委員会	政府機関
DHHS	Department Health and Human Services	保健社会福祉省	政府機関
EDF	Environmental Defense Fund	環境防衛基金	環境団体
EDSP	Endocrine Disruptor Screening Program	内分泌かく乱物質スクリーニングプログラム	政策
EPA	Environmental Protection Agency	環境保護庁	政府機関
FDA	Food and Drug Administration	食品医薬品局	政府機関
FIFRA	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法	政策
NIH	National Institutes of Health	国立衛生研究所	政府機関
NIOSH	National Institute for Occupational Safety and Health	国立労働安全衛生研究所	政府機関
NIST	National Institute of Standards and Technology	国立標準技術局	政府機関
NNI	National Nanotechnology Initiative	国家ナノテク・イニシアティブ	政策
NRDC	Natural Resources Defense Council	天然資源防衛協議会	環境団体
NSF	National Science Foundation	国立科学財団	政府機関
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局	政府機関
OPPT	Office of Pollution Prevention and Toxics	汚染防止有害物質局(EPA)	政府機関
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	労働安全衛生局	政府機関
RCC	Canada-United States Regulatory Cooperation Council	米加規制協力会議	政府機関
SNUR	Significant New Use Rules	重要新規利用規則	政策
SOCMA	Society of Chemical Manufacturers and Affiliates	化学品製造者・関連業者協会(前・合成有機化学品製造者協会)	業界団体
TSCA	Toxic Substances Control Act	有害物質規制法	政策

1-5-3. EU

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ANSES	Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail	フランス食品環境労働衛生安全庁	政府機関
BAuA	Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin	ドイツ連邦労働安全衛生研究所	政府機関
BfR	Bundesinstitut für Risikobewertung	ドイツ連邦リスク評価研究所	政府機関
Cefic	European Chemicals Industry Council	欧州化学工業連盟	業界団体
Danish EPA (DEPA)	Environmental Protection Agency/Miljøstyrelsen	デンマーク環境保護庁	政府機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
Defra	Department for Environment, Food and Rural Affairs	英国環境・食料・農村地域省	政府機関
DG SANCO	Health & Consumer Protection Directorate-Genera	健康消費者保護総局	EU
Echa	European Chemicals Agency	欧州化学品庁	EU
Efsa	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関	EU
ENVI	Committee on the Environment, Public Health and Food Safety	環境公衆衛生食品安全委員会 (簡略に「環境委員会」ともいう)	欧州議会委員会
HSE	Health and Safety Executive	英国安全衛生庁	政府機関
JRC	Joint Research Centre	共同研究センター	EU
MEEM	Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer	フランス、環境・エネルギー・海洋省	政府機関
NIA	Nanotechnology Industries Association	ナノテク工業協会	業界団体
REACH	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals	化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則	政策
RIVM	Rijksinstituut voor Volksgezondheid en Milieu	オランダ国立公衆衛生環境研究所	政府機関
RoHS	Restriction of Hazardous Substances Directive	電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令	政策
SCCS	Scientific Committee on Consumer Safety	消費者安全科学委員会	EU
SCENIHR	Scientific Committee on Emerging and Newly Identified Health Risks	新興及び新たに特定された健康リスクに関する科学委員会	EU
SCHER	Scientific Committee on Health and Environmental Risks	保健環境リスク科学委員会	EU
SCoPAFF	Standing Committee on Plants, Animals, Food and Feed	植物・動物・食品・飼料に関する常任委員会	政府機関
UBA	Umweltbundesamt:	ドイツ連邦環境庁	政府機関

1-5-4. その他諸国・国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
APVMA	Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority	オーストラリア農薬・動物医薬品局	政府機関
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関	国際機関
FoE	Friends of the Earth	フレンズ・オブ・アース	環境団体
GHS	Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals	化学品の分類および表示に関する世界調和システム	政策
IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関	国際機関
ICCA	International Council of Chemical Associations	国際化学工業協会協議会	業界団体
ISO	International Organization for Standardization	国際標準機構	国際機関
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構	国際機関
SAICM	Strategic Approach to International Chemicals Management	国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ	政策

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画	国際機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関	国際機関
WNT	Working Group of the National Coordinators of the Test Guidelines Programme	テストガイドライン・プログラムのナショナル・コーディネーター作業部会	国際機関
WPMN	Working Party on Manufactured Nanomaterials	工業ナノ材料作業部会 (OECD)	国際機関
UNITAR	United Nations Institute for Training and Research	国連訓練調査研究所	国際機関